

# 高松市立庵治小学校いじめ防止基本方針

平成29年4月1日改訂

平成25年6月21日に、国会で「いじめ防止対策推進法」が成立し、9月28日に施行となりました。本校では、この法律に基づき、「高松市立庵治小学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止に向けた取り組みの更なる充実を図っていきます。

## I いじめ問題に関する基本的な考え方

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法によるものとし、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。」とする。

【高松市いじめ防止基本方針より】

### 2 本校のいじめの基本認識

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許されない行為である。
- ③ いじめはいじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。
- ④ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑤ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

### 3 具体的な態様

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- なかまはずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、無理やりさせられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされたり、無理やりさせられたりする等

## II 未然防止

### 1 児童の様子を知るために

#### ① 教職員の気づき

児童と同じ目線で物事を考え、活動を共にする中で児童の些細な言動から、個々の状況や精神状態を推し量ります。そのために教師の感性を高めていくよう努力します。

## ② 児童の実態把握

- ・いじめや学級内の人間関係の実態把握を行うためのアンケート調査を実施します。
- ・担任等が児童一人一人と面談を行い、困っていることや悩みなどを聞く教育相談を実施します。
- ・進級、進学、転学に際しての教職員間や学校間での適切な引き継ぎを行います。

## 2 認め合い、支え合うなかまづくりのために

### ① 「強めよう絆月間」

「強めよう絆月間」を設定し、なかよしの標語づくり・ポスターづくり・「ありがとうの日」やさしさ見つけの感想発表等を行い、自己有用感が感じられるなかまづくりに努めます。

### ② 庵治小人権月間

1 2 月を人権月間とし、児童がいじめを自分たちの問題として考え、傍観者を生まない集団づくりに努めます。

### ③ 人権教育の充実（道徳教育）

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童に理解させるために、人権教育の基盤である生命尊重や人権感覚を育む活動を行います。また、道徳では、学級の実態に合わせていじめや人権に関する題材や内容を十分に検討した上で実施し、学級内で“「いじめ」を許さない”という土壌を構築します。

平成29年度の「みんなで人権を考える会」に6年生が参加して、人権について考えます。

### ④ 保護者や地域の方への働きかけ

PTA の各種会議や学級懇談会等において、いじめの実態や指導方針などの情報提供を積極的に行い、意見交換する場を設けます。

PTA において、人権に関する研修会（家庭教育学級）を設けると共に、学校だよりや HP による広報活動を継続して行います。インターネット上のトラブルについての最新の動向を把握し、(SNS によるいじめ、チェーンメールでのいじめ・学校非公式サイトでのいじめ等) 情報モラル研修会を実施します。

## 3 教職員のいじめに対する意識を高めるために

### ・ 校内研修の充実

スクールカウンセラー等の専門家によるいじめの事例をもとにした研修を行い、いじめ問題についてすべての教職員で共通理解を図るとともに、個々のカウンセリング力の向上を図ります。

### ・ 毎週の生徒指導委員会

毎週、全教職員が参加する生徒指導委員会を開きます。各学年での児童の状況について出し合い、共通理解を図り、解決方法について話し合います。

## Ⅲ 早期発見

### ① 日々の観察

休み時間や昼休み等、児童の様子に目を配る機会を多く設けたり、児童と過ごす機会を積極的に設けることにより、児童のささいな変化に気付くよう努めます。また、いじめ窓口があること児童にも知らせます。

### ② 「学校生活についてのアンケート」

学期の中期に行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめ等の早期発見に努めます。

### ③ 教育相談

7 月（2・3 学期は状況に応じて随時）、全校児童対象の教育相談日を設けます。保護者の教育相談日も設け、SC や SSW による教育相談の機会とし、児童や保護者の悩みや問題を気軽に相談できる体制を整えます。

④ 相談ポスト

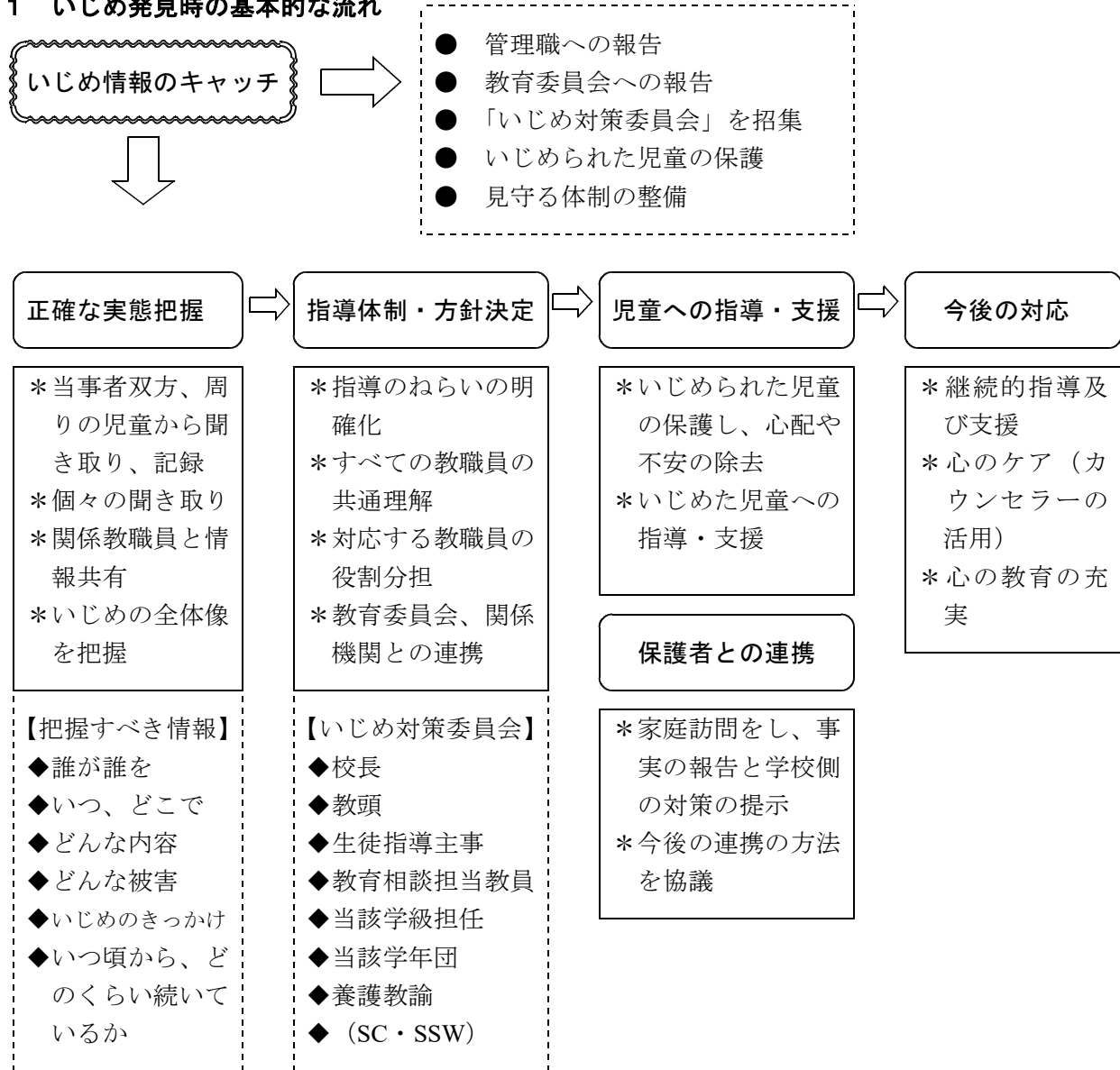
口に出して伝えにくい児童の悩みの相談を聞くために、校長室前の廊下に「悩み相談ポスト」を設置し、教育相談担当教員が毎日、ポストをチェックして相談の調整を行います。

⑤ 地域や家庭との連携推進

市教委、家庭や地域の関係団体、近隣のこども園や中学校との連携促進や放課後子ども教室など学校と地域・家庭・関係機関が連携・協働する体制を構築します。

## IV 早期対応

### 1 いじめ発見時の基本的な流れ



### 2 重大事案発生時の緊急対応（暴力・恐喝等の犯罪行為）

- ★ 速やかに監督官庁（市教委）、警察、関係機関（子ども女性相談センター等）への通告や連絡・相談
- ★ 緊急対応会議（いじめ対策委員会のメンバー、必要により関係機関の専門家）
- ★ 事案によって、保護者への説明文書の配布、及び緊急保護者会（当事者の同意の上）